

朝鮮民主主義人民共和国の自然環境保護と 自然保護区制度についての一考察

延辺大学講師 李松林

1. 朝鮮の『環境保護法』における自然環境保護

朝鮮民主主義人民共和国(朝鮮)の『環境保護法』はその他の自然環境保護に関する法令の基本法であり、生態系の保護等、自然環境の重要な法的根拠である。同法は1986年4月9日に最高人民会議で法令として採択されて以来、数回(1999年3月4日、2000年7月24日、2005年4月19日、2011年8月23日)にわたって修正・補充された。現在の『環境保護法』は4章55条で構成されている。具体的には、第1章「環境保護の基本原則」、第2章「自然環境の保存と形成」、第3章「環境汚染の防止と処理」、第4章「環境保護に対する指導管理」となっている。

同法の第2章「自然環境の保存と形成」(第10条から第18条)には自然環境保護に関する基本事項が特に定められ、その他の環境保護と比べて自然環境保護がより重視されていることが示されている。その内容は以下のとおりである。

自然環境の保存及び形成の基本的条件(第10条)、自然保護区及び特別保護区の選定(第11条)、環境保護対策の制定(第12条)、自然風景の保護(第13条)、名勝地・天然記念物の保護(第14条)、地盤沈下の防止(第15条)、生態系の均衡を破壊する行為の禁止(第16条)、文化・レジャー空間の建設及び庭園・緑地の造成(第17条)、国土環境保護月間の設定(第18条)である。主な内容をまとめると、以下のとおりである。

(1) 自然環境の保全と建設の立法趣旨

同法の第10条には「自然環境を良好に保存して建設するための基本的な条件は、人民に良好な生活環境をつくり、より美しく、文明的な環境を次世代に伝えることである」と規定されている。

上記の条項で強調されている「自然環境の建設」は比較的特殊な内容で、社会主義国家の特性を反映している。自然環境の保全と同じように、自然環境の人為的な建設も重要な事業としてみなされ、第17条の「文化・レジャー空間の建設や庭園、緑地の形成」や第18条の「国土環境保護月間を設定し、大衆の自然環境の美化と保護を動員」とつながっている。

(2) 保護区の指定と管理

自然環境を保護する方法のひとつは保護に値する地域を指定し、人間の行動を制限することである。同法も「内閣が自然保護区と特定保護区を指定して保護を行ない、具体的には原始林保護区・動物保護区・植物保護区・名勝地保護区・水産資源保護区等があると規定している(第11条)。

国土環境保護機関と関係諸機関は、自然環境保護区及び特定保護区等すべての領域で、動植物の変化、地形・水質の変化、気候変動を始めとする自然環境の変化を常時調査・登録し、必要な措置をとらなければならない(第12条)。ただし禁止行為は自然保護区及び特定保護区内のみに限定され、保護区では原状保存や保護区管理工作の行為を妨害する行為を禁止する(第12条)。

(3) 生態系保護のための禁止行為

生態を保護するため、野生動物や水中動物の生息環境を破壊すること、希少種或いは絶滅危惧種に登録された動植物を乱獲することなどの生態システムの保護、生物多様性の保存や持続利用を妨害する行為を禁止し、国家が繁殖を保護すると規定した動植物については許可なく捕獲・採取を禁止している(第16条)。そのほか、同法の第二章では景勝林・山体・島嶼等の自然風景を破壊することを禁止し(第13条)、名勝および天然記念物を保護する(第14条)ことを規定しており、このために具体的な『名勝地、天然記念物保護法』も制定している。

(4) 鉄道周辺における植林

同法の2011年の改訂では、鉄道周辺の山林には植樹を進めなければならないという条項(第13条第2項)が新しく盛り込まれ、建設された公園・遊園地等の文化娱乐场所や、道路・鉄道・河川・建築物周辺および区画内の空き地あるいは公共のスペースには環境保護機能のある樹木や草花、芝生を植えなければならないと規定している(第17条)。基本鉄道保護区外の左右20メートル内には育苗場として植樹しなければならないが、国土環境保護機関以外は基本鉄道保護区外の20メートル以内の土地を利用してはならないとされている(第17条第2、3項)。

2. 『自然保護区法』の概要

朝鮮の自然環境保護の基本政策と制度は『自然保護区法』の中で集中的に表わされている。同法は2009年11月25日に最高人民会議常任委員会の政令445号により公布され、5章43条で構成されている。

(1) 自然保護区法の基本

同法の第1章は8条項(第1条～第8条)で構成されている。第1条は自然保護区法の目的で、自然保護区の設置、調査、管理における厳格な制度と秩序の建設は、資源環境や生物の多様性を保護し、人々により良い生活環境と条件を創造して貢献すると規定されている。第2条は、自然保護区の定義である。自然保護区は国家が自然のあらゆる要素の原状を保つか繁殖させるために設置する区域であり、原始林保護区・動物保護区・植物保護区・名勝保護区に分けられるとする。第3条は自然保護業務においてすでに得られた成果を強固にして発展させる原則である。同法が制定される以前、朝鮮は『環境保護法』ですでに各種の自然保護区を設立し管理を行うことを規定しているからである。第4条は自然保護区の設置原則で、合理的に設置することで自然環境の拠点を保護・改善する。第5条では自然保護区の状態を把握し、対策を講じるために、システムティックな調査体制をつくり、科学的調査と調査期間を保証することが強調される。第6条と第7条では、自然保護区の管理業務は全人民の福利にかかわる業務であると指摘され、全人民が積極的に参加し、自然保護管理の近代化と科学化を絶えず向上させるとしている。第8条では自然保護部門の国際協力と交流を規定している。

(2) 自然保護区の設置

同法は第1章のなかで自然保護の意義と必要性、一般事項について規定した後、章ごとに自然保護区の設立・調査・管理および自然保護業務の指導統制を規定している。

同法の第2章は自然保護区設立に関する条項で、第9条から第18条の全10条から構成されている。第9条は自然保護区の設置機関に関する条項で、自然保護区の設立は自然保護対象を明確にする重要な任務で、内閣が進めると示している。第10条は自然保護区の設立条件である。原始林、動植物が集中的に分布する地域、特産・絶滅危惧種・希少動植物等がある地域、多くの自然景観がある地域には自然保護区を設立できると規定している。第11条は国土環境保護機関が自然保護区を設立するとき、現地の経済発展や人民の生活の必要に基づいて合理的に保護区の範囲を確定しなければならないとしている。第12条から第16

条は自然保護区設立に関する申請・審議・登録・変更・審議委員会の組織等に関する規定である。第13条と第15条では自然保護区の設立と変更には中央の国土環境保護機関が申請を出し、内閣の批准を受ける必要があることが規定され、自然保護区制度の重要性を強調している。第16条は、自然保護区審議評価委員会は国土環境保護機関と科学・教育・文化部門の専門家により構成され、それによってその専門性を保証されると規定している。第17条は、国土環境保護機関の承認により、自然保護区には中心区・緩衝区等の機能区域を設置できると規定している。第18条では自然保護区相互間には必ず生態ルートを建設する必要があることが規定されている。

(3) 自然保護区の調査

同法第3章では自然保護区の調査に関する事項が規定され、自然保護区の調査の主管機関・調査事項・調査方法・調査記録・調査区域の設定・調査状況の報告等の規定を含んでいる。自然保護区の調査は国土環境保護部門を主体としている(第19条)。第20条では自然地理環境の変化や対象生物の種類・分布および自然保護区に対するマイナス影響の要素等調査項目を含む自然保護区の調査事項を規定している。調査手段の近代化、調査の科学化や体系化の条件は第21条のなかで規定され、調査中に発見されたデータ資料は記録簿に記録され、破棄してはならないとされている(第22条)。調査結果は定期的に中央の国土環境保護機関に報告し、緊急対策の事項を出さなければならないときは即時通報しなければならない(第24条)。

(4) 自然保護区管理

自然保護区管理事項は第4章のなかで規定されている。全11条で構成されている第4章ではすべての保護対象をそのままの状態に保存あるいは繁殖させなければならないと強調し、その基本的な手順は自然保護区に対する管理であると強調し、管理システム・管理機構・管理計画の制定や執行、山火事の防止、動植物の生息地や防疫、繁殖、禁止事項、機能区の秩序等について規定を行なっている。

中央の国土環境保護指導機関は保護区の特徴に基づいて自然保護区管理基準を定め、同時に管理システムも確立している(第25条)。国土環境保護機関は自然保護区管理主体で、明確な管理の責任を定め、責任制を強化しなければならない(第26条)。自然保護区管理機関は5～10年を周期として自然保護区管理計画を制定し、中央の国土環境保護指導機関の批准をうけて、厳しく執行しなければならない(第27条)。第28条から31条では、自然保護区の境界

の標識や各種標識の設置(第28条)、山火事の防止や自然災害の予防対策(第29条)、動植物の生息条件や防疫の保証や動物の伝染病や病虫害の発生を即時制限すること(第30条)、計画的に保護区内の動植物を繁殖させ、外来種の繁殖を禁止すること(第31条)等を含む自然保護区管理機構の具体的な責任が規定されている。第32条は伐採・猟・薬材の採取・鉱山採掘・採石・開墾・住居の建設・山火事を引き起こす可能性のある行為等の禁止事項を規定し、企業・事業単位と個人がもし異常現象を発見したら保護区の管理機関に即座に報告しなければならないとする。第33条と第34条は自然保護区を中心区と緩衝区の秩序条項である。中心区では人の出入りを禁止しており、科学研究等の目的で中心区に入るときは中央国土環境保護指導機関の許可を受けなければならない(第33条)、緩衝区域では自然保護区の管理機関の同意を経て、科学研究・実習・標本採取・視察・登山等の活動を行うことができる(第35条)。

(5) 自然保護区業務の指導と統制

同法第5章は自然保護区に関する業務の指導と統制についての規定および罰則、行政責任と刑事責任の規定で、第36条から第43条の8条で構成されている。

第36条では自然保護区の指導統制を強化することは国家の環境保護政策を執行する保証であると指摘しており、国家は現実の必要性に基づいて自然保護区の指導と統制を改善・強化することを規定している。第37条から第40条までは自然保護区の業務のなかで各レベルの国家機関の職掌が規定されている。自然保護区の業務への指導は内閣の指導のもと、中央国土環境保護機関が責任をもち(第37条)、国

家計画機関等が保護区の業務に必要な人材・資金等の物的資源を保証し、他に転用してはならない(第38条)とし、教育・出版報道機関は各種のルートを通じて保護区の科学知識を普及させ、大衆教育を行い(第39条)、国土環境保護機関と関係の監督管理機関には自然保護区を監督管理する権利と責任がある(第40条)としている。

第41条は保護設備の破壊あるいは自然環境の原状回復や損害賠償についての条項であり、第42条では行政処罰違反行為の具体的な事項を規定している。第43条では第42条の規定に違反する行為は犯罪であり、法によって刑事責任が追究されることを規定している。

3. 朝鮮の自然保護制度の比較分析と評価

朝鮮の自然保護は、1954年に妙香山を自然保護区に指定したことに始まり、これは2009年11月に公布された『自然保護区法』よりはるかに早く、中国で1956年に初めて設立された自然保護区、広東鼎湖山自然保護区と同時期である。2008年までに朝鮮は白頭山(1959年)・九月山(1976年)・金剛山(1976年)・七宝山(1976年)・官帽峰(1993年)・狼林山(1995年)・五佳山(1995年)等、8つの自然保護区を相次いで指定している。動物保護区には1959年に指定された東界・大興、1976年に指定された金東・千佛、1993年に指定された松原、清鶴台、灰色峰等がある。朝鮮はさらに海鳥保護区として、羅津・先峰市卵島(1959年)、江原道通川郡卵島(1959年)、平安北道定州市大甘島(1976年)と宣川郡蝟島(1976年)、定州市雲霧島(1976年)、定州市徳島(1976年)等を一部指定している(表1)。時の流れを経て、朝鮮の自然保護区には変化があるかもしれないが、朝鮮の自然環境に

表1 朝鮮の自然保護区

種類	名称
生物圏保存地域	白頭山(1989)(中国での名称は長白山)
自然公園	九月山(1995)・金剛山(1995)・金松湖(1995)・妙香山(1995)・七宝山(1995)
自然保護区	妙香山(1954)・白頭山(1959)・九月山(1976)・金剛山(1976)・七宝山(1976)・官帽峰(1993)・狼林山(1995)・五佳山(1995)
動物保護区	東界(1959)・大興(1959)・金東(1976)・千佛(1976)・松原(1993)・清鶴台(1993)・灰色峰(1993)
植物保護区	孟山クロマツ(1959)・滅悪山(1959)・身弥山(1959)・長山串(1959)・徳柳山(1976)・首陽山(1976)・陽徳シイタケ(1976)・黄浦ツルニンジン(1976)・楸愛山(1996)・遮日峰(1976)
海鳥保護区	先峰郡卵島(1959)・通川郡卵島(1959)・定州市大甘島(1976)・宣川郡蝟島(1976)・定州市雲霧島(1976)・定州市徳島(1976)
湿地保護区 (渡り鳥保護区)	羅津湾(1995)・文督(1995)・孫峰(1995)・薪島(1995)・雍津(1995)・龍淵(1995)・利原湾(1995)・青丹(1995)
海岸資源保護区	羅權アワビ(1996)・羅津湾(1996)・利原湾(1996)
景観保護区	徳柳山(1995)・西海幕(1995)・松原貯水湖(1995)・松真山(1995)・水豊湖(1995)・龍門白龍(1995)・雲波湖(1995)・元奉湖(1995)・威遠貯水湖(1995)・長津江湖(1995)・長津湖(1995)・太清湖(1995)・風嘯湖(1995)

出典：Sang-Myeong Kim (2013) 附表1

関する文献資料と情報が乏しいために、その現状を確認する方法がない。

(1) 朝鮮の自然環境保護の立法的位置

自然環境保護の基本法『環境保護法』と異なり、『自然保護区法』は最高人民会議が法令の形式で公布したのではなく、最高人民会議常任委員会の政令として公布されたものである。朝鮮の法令は最高人民会議の採決による最高位の法律を代表しており、もし重要な部門の法律でなければ、最高人民会議常任委員会が独自に公布してもよいことになっている。これは中国の『環境保護法』、『森林法』、『野生動物保護法』で自然保護の関係規定や低いレベルの行政法規に言及して、自然保護区の法律体系を構成している点と相似している。

(2) 自然環境保護の管理システムと責任

朝鮮は環境保護政策の執行のために比較的細かい行政組織と管理システムを形成している。環境保護の統一指導管理は労働党の指導下にある内閣が主導し、環境保護の国家指導と政策の制定を保証するために、1999年3月にもともと内閣の下部組織であった国土環境保護部を都市経営省と国土環境保護省に改組して、具体的に環境政策の制定や環境保護の業務の責任を負わせた。環境保護事業の指導は内閣の統一指導のもと、中央国土環境保護指導機関が責任をもつ(『環境保護法』第42条)

自然保護区の管理体制も基本法である『環境保護法』のなかで規定されている環境保護管理体制を援用している。内閣は自然保護区の設立(『自然保護区法』第9条)、自然保護区の変更の承認・批准(『自然保護区法』第9条)、自然保護区についての業務の統一指導(『自然保護区法』第37条)に対して責任をもつ。また、中央国土環境保護機関のもとに臨時に設置される自然保護区評価審議委員会(『自然保護区法』第16条)、自然保護区設置承認申請書の審議(『自然保護区法』第25条)、自然保護区管理計画の承認(『自然保護区法』第27条)、外来種の繁殖承認(『自然保護区法』第31条)、全国の自然保護区業務の掌握と指導(『自然保護区法』第37条)等の責任がある。国土環境保護機関と関係機関には自然保護区の範囲を設定し(『自然保護区法』第11条)、中央の国土環境保護機関に対して自然保護区の設置承認申請書を提出し(『自然保護区法』第12条)、内閣が承認する自然保護区を登記し(『自然保護区法』第14条)、自然保護区の賀各調査や記録、設備配置、調査状況の通報(『自然保護区法』第19条、第21条、第22条)、自然保護区の管理分担を明確にし、責任制を強化する(『自然保護区法』第26条)等の責任があ

る。

自然保護区管理機関には自然保護区管理計画の制定と執行(『自然保護区法』第27条)、自然保護区の明示(『自然保護区法』第28条)、山火事等自然災害の防止と対策(『自然保護区法』第29条)、動植物生息条件の保障と防疫(『自然保護区法』第30条)、動植物の繁殖(『自然保護区法』第31条)等の責任がある。国家のその他の部門、例えば国家計画機関や企業・事業単位、団体は自然保護区の業務に必要な労働力・設備・資材・資金を保証しなければならない(『自然保護区法』第38条)、教育機関や新聞出版機関は自然保護区の科学知識を普及し、大衆教育を実施しなければならない(『自然保護区法』第40条)。中国の自然保護区で実行されている管理に比べ、総合管理と部門別・分類型・レベル別管理を結合させた管理モデルと比べ、朝鮮は責任の規定に具体性かつ詳細さが欠けているが、レベル別の縦方向の管理体制はより特徴的である。

(3) 自然環境保護の操作可能性

自然環境を構成する要素は非常に広範囲にわたり、『自然保護区法』が規定する「すべての自然要素が自然本来の状態を保持する」と「繁殖」を実現することは非常に困難な目標である。しかも自然環境の概念のあいまいさは、自然保護区政策の執行過程において隘路に出遭わせ、それぞれの行政機関が法律条文を解釈して執行するときに一致させるのが難しくなる可能性がある。したがって、『自然保護区法』は自然保護の重要性と必要性を強調する国家宣言としてその意義をもつが、具体的な政策を執行するものとしては限界性をもつ。

中国の自然保護区の立法は『自然保護区条例』(1994年)以外に、一部の部門の規則も含む。例えば『森林と野生動物類型自然保護区管理辦法』(1985年)、『海洋自然保護区管理辦法』(1995年)、『水生動植物自然保護区管理辦法』(1997年)、『国家級自然保護区監督檢查辦法』(2006年)等の実行規則がある。ただ、朝鮮の自然環境に関する資料が不足しているため、さらに具体的な実行管理弁法があるかどうか確認する方法がないと同時に、自然保護管理法令の執行状況と執行結果を確認する方法もない。

朝鮮の『自然保護区法』第38条の規定では「指定された自然保護区について、国家計画機関等が責任をもつ保護区の業務が必要とする人力・設備・資材・資金等は決して別の用途に転用してはならない」とされている。もし国家予算や人材・物資の投入がなければ、自然保護とは単なる一種の宣言にしかならず、実際に実施することが難しい。

(4) 自然環境保護における違反行為に対する罰則

朝鮮の『環境保護法』と『自然保護区法』における環境破壊に対する制裁規定は非常に簡潔で原則的なものである。自然保護区の設備あるいは環境の破壊に対して、『自然保護区法』では原状回復、損害賠償、行政処罰、刑事責任等の罰則を規定している(『自然保護区法』第41条、第42条、第43条)が、具体的な罰金額や法律的な責任の内容や手順はない。

(5) 朝鮮の自然保護領域における国際交流

朝鮮は1963年5月に世界自然保護連盟(IUCN)に加盟し、1982年から国連の環境計画(UNEP)に参加し始めた。さらに1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連の環境と開発会議に参加し、『リオ・デ・ジャネイロ宣言』と『21世紀議定書』が通過し、『国連気候変動枠組条約(地球温暖化防止)』と『生物多様性条約(絶滅危惧動植物の保護)』の二つの条約に調印した。しかし、環境に関係する国際会議における朝鮮の態度は注目されるものではなかった。世界自然保護連盟(IUCN)第4回東アジア会議で、朝鮮は『生物多様性条約履行の歩み』(Implementation Progress of the Convention on Biological Diversity in DPRK)をタイトルとする国家報告書を発表している(2002年3月)。

中国は北東アジア地域内で唯一、朝鮮と環境協力協定を結ぶ国家である。1992年、国家環境保護総局局長の謝振華(当時)は朝鮮を初めて訪問し、1998年には朝鮮環境保護および国土管理総局が訪中し、中国の国家環境保護総局と共同で中朝環境協力協定に調印した。両国の環境協力の展開は緩慢とはいえ、地理的につながり、鴨緑江と図們江流域をはさんで、長白山や黄海等、共有の産地や海洋生態システムが相互につながっており、自然環境保護において共同の利益を有し、将来的にも広大な協力の展望が開けている。

4. 結論

自然環境を保護するために、朝鮮は環境保護の基本法『環境保護法』のなかで、内閣が設立する自然環境保護区と特別保護区を規定している。これは自然環境保護区を設置するために法律的な根拠を提供するものである。また相次いで『森林法』、『水産法』、『名勝地、天然記念物保護法』、『海洋汚染防止法』等を制定し、それぞれの具体的な自然環境領域で保護区域を設立して管理を進めていたが、自然環境保護政策では主に『自然保護区法』を通して集中・統一管理を実行している。

朝鮮の『自然保護区法』は自然保護区の設立、保護や管理に関する法令である。自然保護工作は内閣の統一指導のもと、中央の国土環境保護機関により監督・管理され、自然環境と生物の多様性保護、および人民のために良好な生活環境と条件を創造することを目的としている。国家が自然保護区を建設するには調査研究と管理を進め、自然環境の変化の状況を把握する必要がある。国家は5～10年を周期として自然保護計画を制定し、調査体制を構築し、科学調査を行ない、調査結果を報告している。国家計画機関は自然保護工作に必要な資源や人的資源の支援を保証しなければならない。自然保護区の環境破壊に対しては行政処罰と刑事責任を迫及する。

『自然保護区法』は自然保護の重要性と必要性を強調し、自然保護の国家宣言としてその意義をもつ。しかし、環境概念の曖昧さと自然要素の広範囲さ等の客観的な原因、また詳細な行政機構の責任や具体的な実行規則がないために、『自然保護区法』は具体的な政策を施行する執行法としての効果は限定的なものようである。資料や情報の不足により、朝鮮の自然保護関係の法令の執行結果を確認する方法がないが、中国と朝鮮の国土はつながっており、流域や山地、海洋等の生態システムを共有しており、今後、朝鮮の自然環境の保護制度や管理の資料収集と研究を強化する必要がある。

[中国語原稿をERINAにて翻訳]

参考文献

- Han, San-Un, 2014, Latest Trends in North Korea's Environmental Law and Implications, Study of Environmental Laws, 36 (3), pp.237-271. (in Korean)
- Hwang, Youn and Gi, Young-Hwan, 2006, A Study on the Environmental Protection Law (2000) in North Korea, Study of Environmental Laws, 28 (2), pp.238-271. (in Korean)
- Kim, Sang-Myeong, 2013, A Study the Environmental Laws in North Korea, Journal of Laws International, 5 (2), pp.49-82. (in Korean)
- Kim, Hyung-Chul, 2006, A Study on Environmental Law System in North Korea, Study on Environmental Laws, 29 (3), pp.190-225. (in Korean)
- Lee, Yoon and Chah, Eun-Young, 2014, Natural Environmental Protection System in North Korea, Journal of Environmental Science International, 23 (12), pp.2107-2120. (in Korean)
- North Korea Laws Information Center, 朝鮮法律情報

- [2015-08-25],
<http://world.moleg.go.kr/KP/law?astSeq=579> (in Korean)
- Woo, Hyung-Taek, 2002, Comparison of Protected Areas in South and North Korea Based on International Conservation Criteria, Journal of Environmental Science, 11 (1), pp.1-14. (in Korean)
- 陳麗娟・陳傳明(2012)「自然保護区管理文献総述」『黒龍江農業科学』、2012年12月、pp.143-146
- 李雪松(2014)「東北亜区域環境跨界汚染合作治理研究」吉林大学博士学位論文、2014年6月
- 劉文敬・白潔(2011)「中国自然保護区管理能力現状調査和分析」『北京林業大学学报』、2011年、Vol.33 No.2、pp.49-53
- 陸彦椿(1992)「朝鮮の国土生態環境」『農村生態環境』1992年1月、Vol.67
- 馬安娜・王秋楓(2014)「中国自然保護区体系与管理模式的現状及問題」『環境保護与循環經濟』、2014年1月、pp.20-23
- 彭靈敏(2013)「我国自然保護区發展研究総述」『管理論評』2013年6月、pp.83-87
- 王秋鳳・于貴瑞(2015)「中国自然保護区体系和綜合管理体系建設的思考」『資源科学』、2015年、Vol.37 No.7、pp.1357-1366
- 王連龍(2012)「中国自然保護区管理面臨的問題及对策選拟」『中国環境管理幹部学院学报』、2012年、Vol.22 No.4、pp.19-21
- 王京歌(2015)「我国自然保護区的現状与問題」『生態經濟』、2015年、Vol.31 No.3、pp.10-13
- 夏少敏・閻献偉(2009)「中国自然保護区管理体制探析」『浙江林学院学报』、2009年、Vol.26 No.1、pp.127-131
- 楊泉(2013)「浅析我国自然保護区立法」『法制与社会』、2013年1月(中)、pp.151-153
- 張永亮・俞海(2015)「中国生態環境保護管理体制改路与方向：國際社会的觀察和建議」『中国環境管理』、2015年1月、pp.43-47
- 張偉・劉延斌(2012)「我国自然保護区的管理現状和未来發展对策」『中国林副特産』2012年2月(1)、pp.95-98